

議案第 37 号

杉並区教職員健康管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 25 日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会
 教 育 長 渋谷 正 宏

(提案理由)

教職員の定義に主務教諭を加える必要がある。

杉並区教職員健康管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区教職員健康管理規則の一部を改正する規則

杉並区教職員健康管理規則（昭和 5 7 年杉並区教育委員会規則第 1 1 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区教職員健康管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(教職員の定義) 第2条 この規則において教職員とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者に限る。）、事務職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する事務職員に限る。以下同じ。）及び学校栄養職員をいう。	(教職員の定義) 第2条 この規則において教職員とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、主幹教諭、指導教諭_____、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者に限る。）、事務職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する事務職員に限る。以下同じ。）及び学校栄養職員をいう。